

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社藤企画
- (2) 代 表 者 代表取締役 藤 陽五
- (3) 所 在 地 岸和田市北町 10 番 6 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事 業 所 名 児童発達支援・放課後等デイサービス陽（ひなた）
- (2) 所 在 地 岸和田市北町 10 番 7 号
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 処分日年月日

令和 3 年 9 月 1 0 日（金曜日）

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 3 年 1 0 月 8 日から 6 か月間

5 処分の理由

不正請求

児童が利用していないにもかかわらず、サービスを提供したとして障害児通所給付費を不正に請求し受領したことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号に該当するため。